

荒川区耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

令和 7 年度までに、地震により想定される被害のさらなる低減を目指して、区内の建築物の耐震化を促進し、都市の防災性を向上させることにより、震災からの区民の生命および財産を守ることを目的とします。

2 位置付け

荒川区耐震改修促進計画（令和 3 年度から令和 7 年度まで）第 4 章の 1 に基づく「荒川区耐震化緊急促進アクションプログラム」とする。

3 対象区域及び対象建築物

【対象区域】区内全域とする。

【対象建築物】対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）における新耐震基準（昭和 5 6 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された、住宅等。（一戸建て、長屋、共同住宅（マンション等も含む）とする。）

4 特に耐震化を促進させる地域

東京都が策定する「防災都市づくり推進計画」において、地域危険度が高くかつ老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域として指定する「整備地域（別図）」を基本とする。

5 期間

令和 3 年度～7 年度までの 5 年間

6 取組内容

（木造）

- ① 不燃化特区地域内における戸別訪問を通じた耐震化等に関する情報提供。
- ② 診断を実施した所有者に対する耐震化への指導・助言。
- ③ 区で登録している耐震診断士や改修事業者への研修開催及び事業協力の要請。
- ④ 防災イベント、区報、HP、荒川 CATV 等を通じた事業の周知。

（非木造）

- ① 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく、分譲マンションへの助言・支援に合わせて、耐震化等に関する情報提供。
- ② 診断を実施した所有者に対する耐震化への指導・助言。
- ③ 事業者向け説明会開催の実施。
- ④ 防災イベント、区報、HP、荒川 CATV 等を通じた事業の周知。

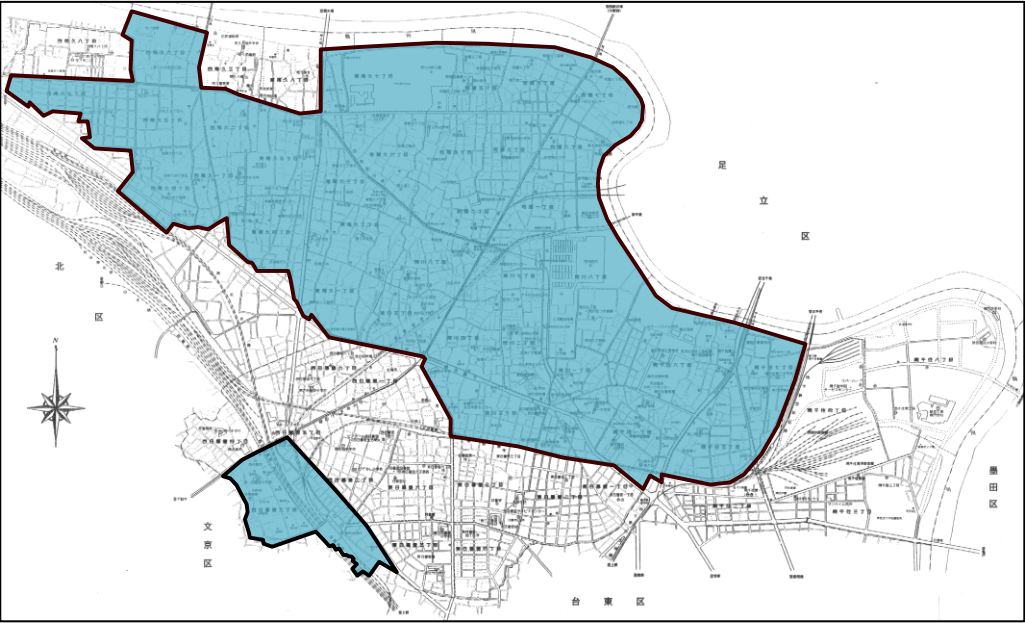
7 現在までの実績について

- ①木造建物耐震化推進事業
- ②非木造建物耐震化推進事業

耐震診断									
(件数)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
①木造	72	92	69	38	35	34	27	22	31
②非木造	6	3	11	8	2	6	0	2	2
耐震改修（耐震補強工事・耐震建替え工事・除却工事）等									
①木造	52	66	30	24	26	13	14	29	26
②非木造	1	2	0	2	2	1	1	1	0
※個人で建物を改修・建替え等をした場合、上記の表には含まれていません。									

8 実績の公表

アクションプログラムに基づく戸別訪問、耐震診断及び耐震改修工事実績を年度ごとに区ホームページにより公表し、耐震化の進捗状況などを毎年度検証し、必要に応じて、本プログラムの見直しを行う。



別図 整備地域図